

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 21 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530020

研究課題名（和文） 『分権循環型エネルギー法政策』への転換プロセスに関する研究

研究課題名（英文） A Study to the Conversion process into the decentralized circular energy law-policy

研究代表者

山下 竜一（YAMASHITA RYUICHI）

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60239994

研究成果の概要（和文）：(1) ドイツの脱原発・再生可能エネルギー政策の研究により日本の今後のエネルギー政策の一つの方向性・具体像を明らかにした。(2) 東日本大震災・福島第一原発事故は、①循環、②環境、③分権、④転換プロセスの重視という本研究の視点の重要性を明らかにした。(3) 本研究により判例や地域政策において環境や分権という視点が重視されつつあることを実証的に明らかにした。

研究成果の概要（英文）：(1) This research gave a concrete form to the atomic power free policy and the regenerate energy policy in Japan by the hearing and the data collection in Germany. (2) East-Japan Earthquake and Fukushima nuclear power plant accident on March 11 2012 certified importance of the perspectives in this research (circulation, environment, decentralization and conversion process). (3) This research clarified that a precedent and region policies attach importance to the perspectives "environment and decentralization".

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：行政法、環境法、循環、分権、エネルギー、法政策

1. 研究開始当初の背景

本研究は、①循環、②環境、③分権、④転換プロセスの重視という多角的視点から新しいエネルギー法政策を具体化しようとするものである。このような多角的視点を採用したのは、以下のような背景による。

(1) 循環とエネルギー法政策

循環型社会に関するこれまでの多くの研

究は廃棄物法政策に関わるものであるが、循環型社会を実現するには社会から出る廃棄物（アウトプット）を適正に処理するだけでは不可能であり、社会に取り入れられる資源（インプット）を抑制しなければならないという観点から、本研究は、今まで明確に関連づけられてこなかった循環型社会とエネルギー法政策を結びつけた。

(2) 環境とエネルギー法政策

日本では、エネルギー法は環境法体系には含まれず事業法体系に含まれている。しかし、原子力発電所の危険性などを考えると、エネルギー法政策は環境保護の観点からチェックする必要がある。本研究は、原子力政策を代替するエネルギー政策を提示することで、環境を重視した複合的なエネルギー法政策の実現を目指す。

(3) 分権とエネルギー法政策

本研究は、循環型社会を自治体単位で、住民や自治体が主体となって形成すべきであるという観点に立ち、分権的な再生可能エネルギー法政策を具体化しつつ、それを阻害する電力事業の独占的構造を転換する法政策との結合を目指す。

(4) 転換プロセスの重視

本研究は、新しいエネルギー法政策へのスムーズな転換をめざし、再生可能エネルギー事業への助成制度、その助成財源を確保するための税制、再生可能エネルギー事業に伴う環境問題の解決方法、分権的エネルギー法政策をすすめる前提としての電力の自由化政策といった多様な法政策を提示する。

(5) 再生可能エネルギーに関する法政策学的研究

再生可能エネルギーについては、脱原発政策を選択し原子力に代替する再生可能エネルギー政策を進めているドイツが最も先進的であり、本研究も「分権循環型エネルギー法政策」の手がかりとしてドイツの再生可能エネルギー法政策を研究する。

2. 研究の目的

本研究は、①循環、②環境、③分権を重視した新しいエネルギー法政策を提示し、このような法政策に転換するための④プロセスを提示することを目的とする。新しいエネルギー法政策とは、より具体的に言えば、自治体や住民が主体となり、循環や環境の観点から見て望ましい風力や太陽光といった再生可能エネルギーを中心とする「分権循環型エネルギー法政策」であり、このような新しい法政策に転換するためのプロセスを総合的に提示することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究の方法は大きく、(1) 分権的循環型社会から見た現在のエネルギー法政策の問題点・原因の把握、(2) 分権的循環型社会の実現に寄与する新しいエネルギー法政策の具体化、(3) 現在のエネルギー法政策から「分権循環型エネルギー法政策」への転換プロセ

スにおける多様な政策・手法の具体化という3つに分かれる。これらの作業によって「分権循環型エネルギー法政策」の意義がより明らかになる。そして、この法政策の実現は、最終目標である循環型社会の実現へ大きく前進することとなる。

(1) 現在のエネルギー法政策の問題点

日本の現在のエネルギー法政策の現状と課題を明らかにするため、「新・国家エネルギー戦略」(経済産業省、2006年)の内容を検討した。同戦略は、石油依存度を下げ、再生可能エネルギーを推進する方向は、本研究と同じであるが、原子力立国を維持する点で限界があることが明らかとなった。

(2) 新しいエネルギー法政策の具体像

第1に、電力会社に新エネルギーの一定割合の買取り義務を課した「電気事業者による新エネルギーの利用に関する特別措置法(RPS法)」(2003年施行)の内容を検討した結果、同法は再生可能エネルギー事業の推進につながると期待されたものの、買取り義務量が少なかったため、逆に再生可能エネルギー事業を阻害していることが明らかとなった。

第2に、再生可能エネルギーとしては風力、太陽光、バイオマス等があるが、地域が主体となり得る可能性が最も高いのは風力発電であるため、さしあたり風力発電に焦点を絞り、風力発電を積極的に進める自治体(石川県)でヒアリングを行った結果、発電量が少ないこと、維持費がかかることといった問題点があることが明らかになった。

第3に、ドイツは1998年電力の全面自由化、1991年「電力買取り法」による風力発電事業の拡大、2000年「再生可能エネルギー優先法」による固定価格での購入義務づけにより着実に再生可能エネルギー事業が拡大してきた。そこで本研究では、これらの法制度を詳しく検討するとともに、平成22年度には、ドイツで現地調査を行った。特に、トリア大学環境・技術法研究所を訪問し、所長のヘンドラー教授にヒアリングを行った。これによって、ドイツの脱原発政策はCDU政権においても維持されること、風力発電については海上におけるそれがなお拡大する可能性があり、再生可能エネルギー政策は今後も発展する可能性が高いことが明らかになった。

(3) 「分権循環型エネルギー法政策」への転換プロセスの具体像

本研究が重視した視点の一つが転換プロセスであり、現在のエネルギー法政策から新しいエネルギー法政策にスムーズに転換するための手段に注目した。具体的には、上述

の RPS 法を再生エネルギー事業推進に資するように改正する方向を探るというものである。この点に関しては、後で述べる福島第一原発事故の発生により、平成 24 年度からの再生可能エネルギーの全量買取制度が導入されることとなり、RPS 法は本研究が目指した方向で改正された。

(4) 調査・資料収集・成果報告

以上のような研究をすすめるために、より具体的な方法として、関連する調査・資料収集や研究成果の報告を行った。

第 1 に、日本の現在のエネルギー政策の問題点の抽出、比較法政策研究にもとづく新しいエネルギー法政策の具体像の構築、新しいエネルギー法政策への転換プロセスの具体化という本研究の 3 本柱に従い、日本のエネルギー法政策、原発法政策、再生エネルギー事業、ドイツのエネルギー法政策、脱原発法政策、再生エネルギー法政策に関する文献資料を収集し、また、現地調査(福岡県福岡市、兵庫県宝塚市)を行った。

第 2 に、本研究の中間成果は、北海道大学公法研究会や民主主義科学者協会法律部会合宿で報告し、そこで出た意見を取り入れながら研究を進めていった。そして、現時点での研究成果は京都行政法研究会や民主主義科学者協会法律部会北海道支部研究会で報告した。

(5) 福島第一原発事故後の研究

本研究の最終年度にあたる平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災が発生し、それに伴う津波等によって福島第一原発事故が発生した。これによってこれまでのエネルギー法政策における多くの問題点が国民の目にさらされることとなった。①循環、②環境、③分権という視点から新しいエネルギー法政策を具体化するという本研究の重要性は、これによって明らかになった一方で、本研究が漸進的な④転換プロセスを予想していたのに反し、実際にはエネルギー法政策の急激な転換が起きる可能性が出てきた。この点に関しては、資料収集を行い、政府や自治体の動向を注意深く見てきた。日本のエネルギー法政策が今後どのように維持あるいは変更されるか明確ではないが、本研究の現時点での成果を踏まえ、それが現実のエネルギー法政策に反映されるよう努力していきたい。

4. 研究成果

新たなエネルギー法政策を①循環、②環境、③分権、④転換プロセスの重視という多角的視点から具体化しようとした本研究によって、現時点で、次のような研究成果が得られた。

(1) 本研究の視点の今日的な重要性

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災及び福島第一原発事故の発生後の日本のエネルギー政策の見直し、被災地の復興という問題は、本研究が二年前に示した上記視点の重要性を明らかにするものであった。これまであまり意識されなかったエネルギー政策と②環境との関連性が明らかとなり、今後のエネルギー政策は②環境、①循環(再生)を無視することはできなくなった。また、今後のエネルギー政策のあり方につき、原発政策の維持か④再生エネルギー政策への転換かをめぐり国民的議論となっている。さらに、地域経済に対する従来のエネルギー政策の影響(電源三法交付金)も明白となり、③分権的なエネルギー政策への転換は、被災地復興の問題とも関わり、今後の政策課題の一つとなっている。

(2) 比較法政策研究による成果

本研究は、ドイツのトリア大学等でのヒアリング・資料収集により、ドイツにおける脱原発政策および再生可能エネルギー政策の具体的な法制度を明らかにした。ドイツのエネルギー法政策を日本にそのまま取り入れることはできないものの、ドイツのそれが日本のモデルとなることを明らかにした。もっとも④エネルギー政策の転換の是非については、震災直後と現時点では状況が相当異なり、この点については今後も研究を進める必要がある。

(3) 理論的実証的研究による成果

本研究は、②環境や③分権という視点から日本の判例研究や現地調査(石川県、福岡県)を行うことによって、判例や地域政策においてこれらの視点が徐々に重視されつつあることを明らかにした。

(4) 今後の見通し

今後は、以上の研究成果のさらなる公表に努め、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(2011 年)、新エネルギー基本計画策定(2012 年予定)といった具体的な法政策に反映していきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 6 件)

- ① 山下 竜一「神社敷地用途での公有地の無償利用提供または無償譲与に関する適法性判断のあり方」、ジュリスト編集室【編】『ジュリスト臨時増刊・平成 22 年度重要判例解説』(有斐閣)、査読無、1420 号、2011、pp.67-68

- ② 山下竜一「二風谷ダム事件——先住少数民族であるアイヌ民族の文化的環境の保護 札幌地裁平成9年3月27日判決」、淡路剛久・大塚直【編】『別冊ジュリスト・環境法判例百選〔第2版〕』（有斐閣）、査読無、206号、2011、pp.200-201
- ③ 山下竜一・正木宏長・北見宏介・小川一茂「学界回顧2011 行政法」、法律時報、査読無、83巻13号、2011、pp.26-35
- ④ 山下竜一・岸本大樹・北見宏介・正木宏長「学界回顧2010 行政法」、法律時報、査読無、82巻13号、2010、pp.24-33
- ⑤ 山下竜一「鞆の浦埋立免許差止め事件第一審判決」、判例評論、査読無、618号、2010、pp.164-168
- ⑥ 山下竜一「市町村による土地区画整理事業決定の処分性（最大判平成20年9月10日）」、民商法雑誌、査読無、140巻3号、2009、pp.344-354

〔学会発表〕（計0件）

〔図書〕（計3件）

- ① 山下竜一〔翻訳〕「第5章 循環型経済・廃棄物法」、ハンス=ヨアヒム・コッホ【編】岡田正則【監訳】『ドイツ環境法』（成文堂）、2012、pp.283-340
- ② 山下竜一（「環境秩序への多元的アプローチ」諸報告に関する）「コメント」、吉田克己【編】『環境秩序と公私協働』（北海道大学出版会）、2011、pp.31-35
- ③ 山下竜一「第3款 補助機関」、村上順・白藤博行・人見剛【編】『別冊法学セミナー・新基本法コンメンタール地方自治法』（日本評論社）、2011、pp.185-195

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

○取得状況（計0件）

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

山下竜一 (YAMASHITA RYUICHI)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：60239994

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし